

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

平成28年9月8日

大分県知事 広瀬 勝貞

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 平成28年度 建政企委第1号
設計VE支援業務委託
- 2 履行場所 大分県下一円
- 3 履行期限 契約締結の翌日から平成29年3月24日（金曜日）まで
- 4 業務概要 大分県土木建築部で実施するVEワークショップの支援
- 5 予定価格 3,240,000円
(※予定価格×100/108=3,000,000円)

第2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 土木関係建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有している者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

- 6 過去5年以内に国又は地方公共団体が発注した同種業務（建設分野における実務の設計を対象としたVE支援業務）を行った実績を有し、建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタント登録を行っているもの。
- 7 次に掲げるすべての要件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- a 次のいずれかの資格を有する者であること。
 - ・ 技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設一般とするものに限る。）又は建設部門）
 - ・ RCCM（選択科目が技術士（建設部門）に対応するものに限る。）
 - b 開札予定日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。
- 8 次に掲げるすべての要件を満たす技術者を担当技術者として当該業務に配置できること。ただし、管理技術者と配置予定担当技術者はこれを兼任できる。（配置予定担当技術者とは、当該業務の実務に携わり、VEワークショップの支援業務を行う者である。）
- a 次の資格を有する者であること。
 - ・ （公社）日本VE協会が認定するCVS（国際バリュースペシャリスト）の資格を有し、かつ、技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設一般とするものに限る。）又は建設部門）若しくはRCCM（選択科目が技術士（建設部門）に対応するものに限る。）の資格を有する者であること。
 - b 上記6の業務について、担当した経験を有する者であること。
 - c 開札予定日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

第3 入札手続等

1 担当部局

大分県土木建築部建設政策課

住所：大分市大手町3丁目1番1号（新館7階）

電話：097-506-4555

2 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間：平成28年9月9日から平成28年9月27日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 閲覧場所：大分県土木建築部 建設政策課 技術・情報システム班及びインターネット（大分県共同利用型電子入札システムホームページ https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=1111）

3 公告等に対する質問

ア 受付期間：平成28年9月9日から平成28年9月14日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出先：大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

ウ 方法等：公告等に質問がある場合は、アの期間内にイの部署へ書面を持参し、提出すること。（任意様式）※郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 上記3の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。）

ア 質問者への回答：質問書の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）

イ 閲覧期間：アの回答をした日から平成28年9月21日の17時00分まで。

※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

ウ 閲覧場所：大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

5 競争参加資格証明資料（以下「証明資料」という。）の提出

入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第4による。

ア 提出期間：平成28年9月13日から平成28年9月21日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出方法等：電子入札システムによる。

なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る）による場合は封書にし、平成28年9月21日17時00分までに大分県土木建築部建設政策課管理調整班へ提出すること。

6 入札書の提出

ア 提出期間：平成28年9月23日から平成28年9月27日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出方法等：電子入札システムによる。

なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る）による場合は封書にし、平成28年9月27日17時00分（時間厳守）に大分県土木建築部建設政策課管理調整班へ厳封のうえ、提出すること。

7 開札

ア 予定日時：平成28年9月28日9時00分

イ 場所：建設政策課

ウ 立会：開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。

第4 証明資料の審査及び作成等

1 証明資料の審査項目

ア 成果の確実性

a 成果の確実性（本公告第2の6の業務実績）

イ 配置予定管理技術者の資格

a 技術者資格（本公告第2の7の資格）

ウ 配置予定担当技術者の資格及び業務執行能力

a 技術者資格（本公告第2の8の資格）

b 業務執行能力（本公告第2の6の業務実績）

エ 評価

上記ア～ウの全ての項目を満たさなければ非選定とする。

2 証明資料の作成要領

本入札参加希望者は、次に従い、別記様式－1～5の技術資料を提出しなければならない。

ア 証明資料（誓約書）

- ・住所、商号又は名称、代表者氏名を記載、代表者印を押印の上、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること等を誓約する証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※以下提出書類（別記様式－2から別記様式－5）について割印し編綴すること。）
- ・記載様式は（様式－1）とする。

イ 大分県競争入札参加資格の有無

- ・大分県土木建築部における競争入札参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は、第3の5による。）
- ・記載様式は（様式－2）とする。

ウ 参加表明者の経験及び能力

- ・本公告第2の6の業務実績は、証明資料の提出期限までに完了した業務の中から1件以上記載する。
- ・記載様式は（様式－3）とする。

エ 配置予定管理技術者の能力

- ・記載様式は（様式－4）とする。

カ 配置予定担当技術者の経験及び能力

- ・本公告第2の6の業務経験は、証明資料の提出期限までに完了した業務の中から1件以上記載する。
- ・記載様式は（様式－5）とする。

3 その他

ア 証明資料の作成及び提出に要する費用は、資料の作成者の負担とするものとする。

イ 証明資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 提出期限以降における資料の差替え及び再提出は特別の事情がある場合を除き認めない。

エ 手続き等についての問い合わせ先は第3の3のイと同じ。

第5 入札保証金に関する事項
免除する。

第6 契約保証金に関する事項
免除する。

第7 無効入札に関する事項
公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資料に虚偽の記載をした者のした

入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

第8 最低制限価格に関する事項
設定しない。

第9 その他必要と認める事項

1 競争参加資格の事後審査及び落札決定

ア 開札後は、最低価格入札者の入札金額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。

イ 入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を、最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が、競争参加資格を満たしているを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした、他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とする。（なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行うものとする。）

ウ イにより競争参加資格を満たしていないと確認された者が行った入札については、これを無効とし競争参加資格不適合通知書を送付するものとする。

エ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りではない。

オ イにより落札者が決定した場合は、入札参加者に対して通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。

2 再苦情申立て

第3の4の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を經由し、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。